

第21回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成25年11月6日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浅香紀久雄（委員長）、佐藤一夫、橋本泉、長谷川珠子、布施雄士、渡辺和子（五十音順、敬称略）

2 説明者

佐藤事務局長、河合首席家庭裁判所調査官、朝一首席書記官

3 係員

野中総務課長、吉澤総務課広報係長

第4 開会等

1 開会（野中総務課長）

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

成年後見制度について

□【制度概要について】

最高裁判所作成のパンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－（平成25年9月版）」を利用し、概要（類型、法定後見と任意後見、申立手続の流れ、後見監督等）を説明した。

□【福島家庭裁判所における成年後見事件の申立ての実情について】

平成24年の全国の家庭裁判所の申立件数は対前年比10.5%の増加であり、福島家庭裁判所（以下「福島家裁」という。）管内の申立件数は対前年比4.4%の増加である。福島家裁管内における本人（認知症、知的障害

者、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方)の年齢別割合は65歳以上が72.5%を占めている。後見制度は本人が死亡するか判断能力が回復するまで長期間継続する手続のため、家庭裁判所は申立人に制度の趣旨や概要を理解してもらい、その上でスムーズに申立てができるよう工夫している。特に今年1月施行の家事事務手続法により申立ての取下げの制限が規定されたことから申立て前の手続教示がより重要になった。裁判所では簡便で親しみやすいツールとして手続説明用のDVDを活用し、映像により全体像を把握してもらった後に、職員が直接具体的な手続教示を行っている。また、申立関係書類の書式は可能な限りチェック方式を採り、記載例を付けて比較的容易に記載できるようにするなど細かい工夫を施し、申立人の負担を軽くするように心掛けている。

- 福島家裁管内における申立ての伸び率が全国値の半分以下になった理由は。
- 裁判所の態勢が異なっていることは一切ない。全国で見ても伸び率における地域間の数値差はかなりある。推測ではあるが、申立動機となりやすい金融取引について各金融機関の取扱いであったり、家族形態や同居の有無等、地域差が関係しているのではないか。
- 東日本大震災による原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の影響により仮設住宅で避難生活をしている高齢者が所有する避難前住所地にある財産の処分などにより、今後成年後見の申立ての増加が見込まれるのではないか。
- 申立動機の一部に原発事故に対する損害賠償請求が関連しているものは現時点では多くなく、成年後見の申立てが必ずしも原発事故に関連しているようには見えない。世帯単位で賠償金を受け取っている場合は、裁判所は後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という。)に対し、本人個人への支払分を世帯分と分けて管理するようお願いをしている。
- これまで市民に対して成年後見制度の認識度に関するアンケートを取った

ことがあるのか。

- 裁判所としてそのようなアンケートを取ったことはない。
- 各機関の活動の全てを把握している訳ではないが、宣伝活動は必要である。各市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関のサポート活動によって制度の周知及び利用がされているものと考えられる。
- 弁護士会として需要があると思ひ、成年後見制度に関する市民のためのサポート体制を立ち上げてみても実際はそれほど需要はない。
- **【福島家裁における後見人選任等の実情について】**

平成24年に開始の審判がされた福島家裁の成年後見関係事件について、本人の配偶者や親、子などの親族が後見人等に選任された割合は全体の52.8%であり、親族以外の第三者が選任された割合は全体の47.2%である。第三者選任の割合は前年比で6ポイント以上上昇している。これは全国的に親族後見人等による不正事案の発生が問題となっており、その対策として例えば多額の金銭受領が見込まれる等注意を要する事案については、弁護士や司法書士等の専門職を後見人等に選任する運用を進めてきているからである。

後見制度支援信託については、平成24年2月に利用が可能となった以降これまで福島家裁管内で契約締結に至ったものが6件ある。

今後も事案に応じて方策を使い分け、不正防止を図りながら後見人等の選任手続を進めていくことになる。

- 本人の管理財産の金額によって、専門職が後見人等に選任される率が上がる。
- 後見人になると本人が死亡するか、本人の判断能力が回復して成年後見等の開始取消審判がなされるまで終了しないということだが、例えば、本人の所有する不動産の処分1回の目的のためだけに後見人を選任することができないのか。

- ピンポイントの目的達成のための制度は存在しない。成年後見制度は本人を保護するための制度である。これは家事事件手続法において取下げ制限の規定が設けられたことと同じ問題意識によるものである。従前は、申立て後に後見人候補者が選任されそうもないケースや途中で手続が面倒になったというケースの際に申立人が申立てを取り下げるケースがしばしば見られた。しかし本人保護の観点からして見れば、後見を要する状態イコール本人を保護する必要があるのだから、一つの目的達成後に本人の保護を終わりにしてよいというものではない。
- 後見監督を頻繁に行うことが不正防止の減少に大事ではないか。
- 裁判所として後見監督の枠組みを大きく見直しているところである。
- **【成年後見制度に関する広報行事の紹介について】**

平成25年度「法の日」週間行事として福島家裁本庁で10月8日、同11日に成年後見手続説明会を、郡山支部にて同24日に成年後見制度説明会をそれぞれ開催した。いずれも定員にすぐ達するほどの盛況であり、市民のニーズにマッチしたものであったと考えられる。市民にとって身近な家庭裁判所の実現を目指し、今後も引き続き利用者のニーズに応じた広報行事を企画・運営していきたい。

第6 次回（第22回）開催について

1 日時

平成26年6月4日（水）午後1時30分とすることで了承された。

2 テーマ

追って定めることで了承された。

第7 閉会（野中総務課長）

以 上